

(添付書類)

事 業 報 告

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、堅調な企業業績を背景とした設備投資や雇用情勢の改善等により緩やかな上昇基調を持続しておりましたが、年度後半には、原油価格を始め、資源・素材価格の高騰、米国のサブプライムローン問題に端を発した株式市場の混乱や急激な円高等の要因も重なり、次第に景気は先行き不透明感を強めながら推移してまいりました。また、当社に関連の深い建設業界は、公共向け工事は引き続き弱含みで推移しておりますが、当事業年度は民間建築工事分野も昨年6月の改正建築基準法施行に伴い新規着工が大幅に遅延する等の影響が出ており、事業環境が激変しております。

このような状況下で当社の業績は、売上高44億5千万円（前年同期比1.7%増）、営業利益2億1千3百万円（前年同期比9.3%増）と増収増益となりました。主力のスパンクリート事業は、上半期は売上・出荷・生産数量がともに増加し工場の採算性が向上したことに加え、販売価格の改定が進み営業粗利益率に改善が見られたこと等から業績は好転いたしました。然し、下半期は改正建築基準法による確認審査業務の遅延長期化により生産・出荷数量が大きく計画を下回ることになり、一転して危機管理対応が必要となりました。工場の一部操業休止による生産調整や全社挙げての合理化策を早期に実行、下半期の赤字転落を回避し、最終的には通期で前事業年度を凌ぐ成果を上げることができました。また、不動産事業は、賃貸ビル収益が安定的に推移し引き続き当社収益を下支えしております。一方、営業外収益では株式市場の低迷等により余資の運用益が減少しており、以上の結果、経常利益は2億9千9百万円（前年同期比22.4%減）となり、非上場株式の減損処理等に伴う投資有価証券の評価損8千2百万円及び固定資産除却損1千2百万円を特別損失に計上した上で、当期純利益は1億2千8百万円（前年同期比16.6%減）となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

＜スパンクリート事業＞

当事業は、前述のとおり上半期は売上、出荷及び生産数量が堅調に推移し工場の操業性も操業度アップにより向上、加えて販売価格に改善の兆しが見られ営業粗利益率が上昇したこと等から、上半期としては4期振りの黒字を達成しました。然し、下半期は改正建築基準法施行の影響により生産・出荷数量の大幅下方修正を余儀なくされたことから、一転赤字回避策を講じざるを得なくなりました。宇都宮工場（第1～3工場）の第1工場の一時操業休止を断行する等の全社挙げての合理化策を実行し数量減によるマイナスの影響を最小限に止め、一方で販売価格改善による営業粗利益の増加が図られたこと等から、最終的には前事業年度を凌ぐ売上高41億9千9百万円（前年同期比2.0%増）、営業利益8千6百万円（前年同期比44.3%増）と增收増益を確保することができました。

＜不動産事業＞

当事業は、賃貸ビル3棟の稼動状況が引き続き高水準を維持し安定収益を計上しているものの、一部テナントの退室等もあり、売上高2億5千1百万円（前年同期比2.4%減）、営業利益1億3千7百万円（前年同期比5.6%減）と僅かながら減収減益となりました。

事 業 別	売 上 高	受 注 高
スパンクリート事業	4,199,340千円	3,623,213千円
不動産事業	251,156	—

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1億2千5百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

スパンクリート事業 宇都宮工場	製造設備の更新 加工設備の更新
岩瀬工場	製造設備の更新
不動産事業	ビル改修工事 ビル空調更新

(3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、自己資金及び借入金により賄っております、増資等による資金調達は行っておりません。

当事業年度末日における借入金残高は以下のとおりです。

区分	分	第46期 (当期)
短期 借入金		900,000千円
1年内に返済予定の長期借入金		100,000
長期 借入金		75,000
合計		1,075,000

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第43期 (平成17年3月期)	第44期 (平成18年3月期)	第45期 (平成19年3月期)	第46期 (当事業年度) (平成20年3月期)
売上高(百万円)	4,427	6,298	4,375	4,450
当期純利益(百万円)	76	168	154	128
1株当たり当期純利益(円)	19.91	41.24	19.63	15.97
総資産(百万円)	10,583	10,686	10,969	10,483
純資産(百万円)	8,021	7,832	8,187	7,839
1株当たり純資産額(円)	2,072.73	2,002.94	1,000.32	982.44

- (注) 1. 単位百万円の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産の金額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。
3. 第45期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
4. 平成18年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(3) 対処すべき課題

スパンクリート事業につきましては、原油価格を始めとする資源価格の高騰により主たる原材料のセメント、P C鋼線の大幅な値上げ要求をある程度呑まざるを得ない状況にあり、エネルギーコストや輸送コストを含めた今回のコストアップの損益に与える影響は甚大であります。前回3年前の材料値上分の販売価格への転嫁が漸く浸透しつつある中での更なる引上げであることに加え、ユーザーであるゼネコン自体の収益環境が極めて厳しい状況下にあることから、販売価格の是正に関しては、相当ハードルが高く苦戦が予想されます。然しながら今次難関を乗り切るために価格転嫁は必至で、合理化努力も含めて如何にコストアップを吸収していくかが当面の最重要課題であります。

また、受注面では引き続き流通倉庫などの大型物件の受注が見込まれ、更に高層マンションの受注残はある程度確保しております、販売・生産数量の前事業年度以上の水準の達成は可能と考えております。然し中長期の課題として建設需要に鈍化傾向の表われたマンション向けの床板に偏った販売構成を修正することが必要であり、その代わり相対的に利益率の高い壁板の拡販に注力していきたいと考えております。加えてJスラブ（組立床工法）・Mスラブ（補強鉄筋入り床パネル）等の高付加価値新製品の販路の開拓と販売ウェイトの引き上げに努力して参ります。

不動産事業につきましては、オフィスビル3棟の賃料収入が安定収益源となっておりますが、更なる収益力増強のために第44期（平成18年3月期）の八丁堀マンション開発事業のようなプロジェクトベースの採算案件の取り組み、又は新規良質賃貸物件の取得を慎重に推進していきたいと考えております。

(4) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

事 業	主 要 な 事 業 内 容
スパンクリート事業	建設用の床・壁・屋根の材料「スパンクリート」等の製造・販売
不 動 产 事 業	不動産の賃貸・管理・販売

(5) 主要な営業所及び工場（平成20年3月31日現在）

本社	東京都文京区
営業所	宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、仙台営業所（宮城県仙台市）
工場	宇都宮工場（栃木県宇都宮市）、岩瀬工場（茨城県桜川市）

(6) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134(56)名	4(△9)名	45.6歳	15.6年

(注) 使用人數は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	775百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	200
株式会社りそな銀行	100

2. 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,824,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,018,400株
- (3) 株主数 744名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,187千株	14.88%
日本スパンクリート機械株式会社	1,094	13.71

(注) 出資比率は自己株式(1,038,640株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権の状況

当社役員が保有している新株予約権の状況（平成20年3月31日現在）

平成17年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
157個（新株予約権1個につき2,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 314,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使に際しての権利行使価額
1個当たり 1,000円（1株当たり 0.5円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
資本金 1個当たり 500円（1株当たり 0.25円）
資本準備金 1個当たり 500円（1株当たり 0.25円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年8月1日から平成32年8月31日まで

・新株予約権の行使の条件

1. 対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、対象者は、対象者が上記の取締役を退任した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
2. 対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。
3. 対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該取締役が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。
4. この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによる。

・当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	157個	314,000株	5名

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	村山好弘	株式会社ワンダーテーブル取締役、 株式会社栗田電機製作所取締役、 富士平工業株式会社監査役
代表取締役社長	原田穰	
常務取締役	北村勲	生産管掌、宇都宮工場長
常務取締役	齊藤建次	営業・業務・工務・技術管掌、 営業部長
常務取締役	東村友次	総務・経理・企画・設計・内部監査室管掌
取締役	村山典子	業務・企画・設計担当 業務部長兼企画室長
取締役	後藤考司	三菱商事株式会社セメント総括マネージャー
取締役	北川尚史	鈴木金属工業株式会社執行役員企画部長
常勤監査役	大谷光威	
監査役	阿部裕三	東京綜合法律事務所弁護士
監査役	清水雄輔	株式会社キツツ取締役最高顧問

- (注) 1. 取締役後藤考司氏及び取締役北川尚史氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役大谷光威氏、監査役阿部裕三氏及び監査役清水雄輔氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	分	支給人員	支給額
取締役	6名	101,851千円	
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	11,980 (11,980)	
合計	9	113,831	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、昭和63年7月30日開催の臨時株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、昭和63年7月30日開催の臨時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。
 4. 報酬等の額には第46回定時株主総会において決議予定の役員賞与6,980千円（取締役6,040千円、監査役940千円）を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
- ・取締役後藤考司氏は、三菱商事株式会社ライフスタイル本部住宅資材ユニットセメント総括マネージャーであります。同社は当社の筆頭株主であります、同社100%子会社三菱商事建材株式会社が当社の総販売代理店であります。
 - ・取締役北川尚史氏は、鈴木金属工業株式会社の執行役員企画部長であります。同社は当社の大株主であります、重要な資材仕入先であります。
 - ・監査役清水雄輔氏は、株式会社キツツの取締役最高顧問であります。なお、当社は株式会社キツツとの間には特別の関係はありません。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
- ・取締役北川尚史氏は、鈴木住電ステンレス株式会社の社外取締役であります。
 - ・監査役阿部裕三氏は、苦小牧港開発株式会社及び株式会社白夜書房の社外監査役であります。
 - ・監査役清水雄輔氏は、中国ベンチャー投資株式会社及び株式会社エム・アイ・ピーの社外取締役であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

主 な 活 動 内 容	
取締役 後藤 考司	当期開催の取締役会14回うち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 北川 尚史	当期開催の取締役会14回うち9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 大谷 光威	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会7回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 阿部 裕三	当期開催の取締役会14回うち13回に出席し、また、当期開催の監査役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 清水 雄輔	当期開催の取締役会14回うち11回に出席し、また、当期開催の監査役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|----------------------------|---------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 1,150万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 1,150万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、当該会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを特に考慮し、監査役会と綿密な連携をとりつつ、解任又は不再任の決定を行うことといたします。

また、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条各号の他、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを特に考慮し、取締役会とも連携をとりつつ、解任又は不再任の決定につき厳密且つ総合的に判断することといたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公正性を図り、企業価値の向上と社会から信頼される企業の実現を目指すとともに、関連法規を遵守し、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性を高めるべく、内部統制システムを適切に運用しております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、平成19年6月19日付で政府から「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が出されたことに伴い、当社も反社会的勢力との関係遮断を明確にすべく、平成20年4月15日付取締役会にて「内部統制システムの基本方針」を改正しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の経営管理体制は、「取締役会」、「監査役会」、「会計監査人」で構成する。
- ・「取締役会」は、法令及び定款に定めるもののほか、「取締役会規定」に基づき運営する。
- ・取締役は、担当職務を執行し、その状況を「取締役会」に報告するとともに、他の取締役の職務執行について、法令及び定款への適合性を相互に監視する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・各種情報は、法令等に定めるもののほか、「内部情報管理規定」を遵守し管理する。
- ・取締役会議事録等の各種文書は、「文書管理規定」に基づき適切に作成し保管する。
- ・財務情報や経営上の重要な情報開示についても、情報管理責任者の下で各種法令、ジャスダック証券取引所の指導等を勘案の上適宜・適切に実行する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役及び各部門長は、法令遵守、事故、防災、安全衛生、品質管理、情報管理等の想定し得る業務上のリスクに関するリスクマネジメント活動を行う。
- ・「拡大常務会」の中に分科会として「リスクマネジメント委員会」を設置し、当該委員会が、リスクマネジメント活動の状況把握と評価を行うとともに、重要事項については「取締役会」に報告する。
- ・経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする「危機管理本部」を直ちに招集し、迅速に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会」は、迅速、正確な経営情報の把握と機動的な意思決定を図るべく少数取締役で構成し、毎月1回の定期取締役会に加え、必要に応じて「臨時取締役会」を適宜開催する。
- ・経営計画や設備投資等の重要な事項については、「取締役会」に付議する前に、取締役と幹部社員で構成する「拡大常務会」等の会議体の場で十分審議する。
- ・業務執行については、「職制規定」、「職務権限規定」に基づき権限・責任を明確化し適宜・適切に遂行する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・全ての役職員が、当社の「企業理念」、「企業行動指針」に基づき経営の理念や方針を共有するとともに、「企業倫理規範」を業務運営における判断の基準とする。
- ・取締役及び幹部社員は、法令、社内規定、業務方針等を社員に対し周知・徹底する。
- ・社員は、法令及び社内諸規定を遵守し、適正に職務を遂行する義務を負う。また、違法行為等は就業規則に則り制裁する。
- ・当社として反社会的勢力との如何なる係りをも遮断すべく、全ての役職員は「企業倫理規範」第7項の「反社会的な勢力・団体・個人への利益供与等の禁止」を遵守し、その遂行状況を取締役及び幹部社員は注視する。
- ・内部監査については、代表取締役直轄の内部監査室が厳正中立の立場で各業務部門の業務監査を実施し、法令及び定款に定めるものほか、社内の諸規定遵守の観点に基づき適切な指摘・指導を行うとともに、代表取締役に対し、その結果と改善方向について報告する。

- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社及び子会社は、事業戦略を共有化し、一体経営を行うとともに、当社と子会社との間で、内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の充実を図る。
 - ・当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務監査を行い、当社の代表取締役及び子会社の代表取締役に対し、内部統制システムの機能状況を報告し、必要に応じ改善を求める。
- ⑦ 監査役の監査に関する体制
 - ・監査役より、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その使用人の人事に関する事項は監査役会との協議により決定する。
 - ・取締役及び幹部社員は監査役監査において、職務執行の状況、経営に影響を及ぼす重要事項等について、監査役に適宜・適切に報告する。
 - ・監査役は、内部監査室と連携し業務監査を行い、その結果を代表取締役に報告するとともに、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要課題等につき関係取締役と意見交換する。
 - ・監査役は「取締役会」に加え、「拡大常務会」等の重要な会議に出席し、コンプライアンス遵守の観点から必要に応じて意見陳述する。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	3,983,057	流動負債	1,671,236
現金及び預金	1,917,305	買掛金	84,776
受取手形	860,709	工事未払金	137,427
売掛金	296,524	短期借入金	900,000
完成工事未収入金	39,900	一年内に返済予定の長期借入金	100,000
有価証券	545,780	未払費用	166,416
製品	80,336	未払法人税等	107,080
原材料	32,130	未成工事受入金	112,033
仕掛品	5,031	役員賞与引当金	6,980
未成工事支出金	109,183	その他の	56,522
貯蔵品	35,977	固定負債	972,927
繰延税金資産	56,199	長期借入金	75,000
その他の	3,979	再評価に係る繰延税金負債	693,910
固定資産	6,500,703	長期未払金	100,312
有形固定資産	4,669,053	預り敷金	103,704
建物	1,091,705	負債合計	2,644,163
構築物	114,640	純資産の部	
機械及び装置	311,589	株主資本	8,102,691
車両運搬具	16,308	資本金	3,295,824
工具、器具及び備品	13,493	資本剰余金	3,710,403
土地	3,114,605	資本準備金	1,061,232
建設仮勘定	6,711	その他資本剰余金	2,649,171
無形固定資産	23,527	利益剰余金	1,373,920
ソフトウェア	21,604	その他利益剰余金	1,373,920
電話加入権	1,922	別途積立金	600,000
投資その他の資産	1,808,122	繰越利益剰余金	773,920
投資有価証券	1,543,464	自己株式	△277,457
関係会社株式	11,800	評価・換算差額等	△263,093
差入保証金	50,455	その他有価証券評価差額金	△28,476
役員従業員保険料	146,749	土地再評価差額金	△234,616
繰延税金資産	15,789	純資産合計	7,839,597
その他の	56,862	負債純資産合計	10,483,761
貸倒引当金	△17,000		
資産合計	10,483,761		

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から)
(平成20年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,450,497
売 上 原 價	3,655,771
売 上 総 利 益	794,725
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	581,135
營 業 利 益	213,590
當 業 外 収 益	150,574
受 取 利 息	3,852
有 價 証 券 利 息	50,791
投 資 有 價 証 券 売 却 益	42,884
雜 収 益	53,046
當 業 外 費 用	64,371
支 払 利 息	16,397
投 資 有 價 証 券 売 却 損	31,500
雜 損 失	16,473
經 常 利 益	299,793
特 別 利 益	39,060
固 定 資 產 売 却 益	39,060
特 別 損 失	94,566
固 定 資 產 除 却 損	12,500
投 資 有 價 証 券 評 価 損	82,066
稅 引 前 当 期 純 利 益	244,286
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅	131,607
法 人 稅 等 調 整 額	△16,236
当 期 純 利 益	128,915

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から)
(平成20年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他の利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成19年3月31日 残高	3,295,824	1,061,232	2,649,171	3,710,403	600,000	710,481	1,310,481	△194,661 8,122,049
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△65,476	△65,476	△65,476
当期純利益						128,915	128,915	128,915
自己株式の取得								△82,796 △82,796
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	63,438	63,438	△82,796 △19,358
平成20年3月31日 残高	3,295,824	1,061,232	2,649,171	3,710,403	600,000	773,920	1,373,920	△277,457 8,102,691

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 產 合 計
	そ の 他 有 術 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成19年3月31日 残高	299,812	△234,616	65,195	8,187,245
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△65,476
当期純利益				128,915
自己株式の取得				△82,796
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△328,289		△328,289	△328,289
事業年度中の変動額合計	△328,289	—	△328,289	△347,647
平成20年3月31日 残高	△28,476	△234,616	△263,093	7,839,597

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のあるもの
・時価のないもの |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 後入先出法による低価法
・製品・原材料・仕掛品
・未成工事支出金
・貯蔵品 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|---------|---------|
| 建物及び構築物 | 15年～43年 |
| 機械及び装置 | 7年～12年 |

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更が、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ15,164千円減少しております。

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウエア

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

継続ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	279,004千円
機械及び装置	15,342千円
土地	2,293,286千円
計	2,587,633千円

上記の物件は、長期借入金175,000千円、短期借入金630,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,553,540千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	286千円
② 長期金銭債権	12,640千円
③ 短期金銭債務	5,018千円

(4) 土地再評価法に基づく土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額による算出

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末

における時価と再評価後の △766,547千円

帳簿価額との差額

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 仕入高	81,488千円
② 営業取引以外の取引高	457千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,018千株	一千株	一千株	9,018千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	833千株	204千株	一千株	1,038千株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得と単元未満株式の買取による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成19年6月27日開催の第45回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 65,476千円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成19年3月31日
- ・効力発生日 平成19年6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次の決議を予定しております。

- ・配当金の総額 63,838千円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月26日

(4) 当事業年度末における新株予約権に関する事項

	平成17年7月14日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	314,000株
新株予約権の残高	157個

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産（流動）

未払事業税	10,512
工事未払金	15,504
未払賞与	26,267
その他有価証券評価差額金	3,754
その他	160
繰延税金資産（流動）小計	56,199

繰延税金資産（固定）	
長期未払金	40,826
ゴルフ会員権評価損	10,332
投資有価証券評価損	557
その他有価証券評価差額金	15,789
繰延税金資産（固定）小計	67,506
繰延税金資産合計	123,706
評価性引当額	△51,716
繰延税金資産合計	71,989
繰延税金資産の純額	71,989

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取 得 価 額 相 当 額	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	期 末 残 高 相 当 額
工具、器具及び備品	12,783千円	2,416千円	10,366千円
ソ フ ト ウ ェ ア	12,362	1,383	10,979
合 計	25,146	3,800	21,346

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	4,846千円
1年超	17,017千円
合計	21,864千円

(3) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項

支 払 リ え 料	3,182千円
減 価 償 却 費 相 当 額	3,173千円
支 払 利 息 相 当 額	425千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	資 本 金 は 事 内 又 は 資 葵 (千円)	事 業 の 容 量 又 は 職 種	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	三菱商事 建材㈱	500,000	建材商社	なし	なし	当社製品の販売及び同製品の工事請負並びに原材料の購入	製品の販売及び同製品の工事請負	3,926,526	受取手形 売掛金 完成工事未収入金 未成工事未収入金	846,139 285,205 31,598 78,049

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の販売及び同製品の工事請負については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、その都度交渉の上、決定しております。
2. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 982円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 15円97銭 |

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

株式会社スパンクリートコーポレーション

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 渡 辺 憲 雄 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 尾 崎 隆 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スパンクリートコーポレーションの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関する、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月12日

株式会社スパンクリートコーポレーション 監査役会

常勤監査役 大 谷 光 威 印
監 査 役 阿 部 裕 三 印
監 査 役 清 水 雄 輔 印

（注）常勤監査役 大谷光威及び監査役 阿部裕三並びに監査役 清水雄輔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上